

関係各位

2020年4月28日  
ロッテの経営正常化を求める会  
株式会社光潤社  
代表取締役社長 重光宏之

株式会社ロッテホールディングスの定時株主総会への  
株主提案（取締役解任議案及び定款変更議案）提出のお知らせ

株式会社ロッテホールディングス（以下「ロッテホールディングス」といいます。）の最大株主である株式会社光潤社（以下「光潤社」といいます。）は、ロッテホールディングスのコーポレート・ガバナンスの機能が欠如している現状を抜本的に糺すため、2020年6月に開催される予定のロッテホールディングスの定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に向けて、代表取締役会長重光昭夫氏の取締役解任を求める議案（以下「本取締役解任議案」）、及び有罪判決を受けた不適切な人物が取締役に就任することを防止する観点からの定款変更議案（以下「本定款変更議案」）を株主提案（以下「本株主提案」といいます。）として提出いたしましたので、下記のとおり、ご報告いたします。

記

1. 本株主提案の趣旨

ロッテホールディングス代表取締役会長の重光昭夫氏は、2019年10月に、韓国において贈賄罪・背任罪など複数の罪状に関して有罪判決が確定したにも拘わらず、ロッテホールディングスの代表取締役に留まり続けております。

代表取締役が刑事事件で有罪判決を受けるという事態により、約70年に亘って従業員たちが築き上げてきたロッテグループのブランド価値・レピュテーション・企業価値は大きく毀損しました。それにも拘わらず、ロッテホールディングスにおいては、有罪判決を受けた当人を始めとして、誰も責任を取らず、原因の究明や再発の防止も図られていません。また、そうした状況において、本年3月には、重光昭夫氏はロッテホールディングスの代表取締役会長やロッテ球団のオーナーに就任するなど、コンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスの観点のみならず、企業倫理の観点からも理解不能な状態に陥っております。

こうした状況を受け、ロッテホールディングスの最大株主である光潤社といたしましては、ロッテホールディングスのコーポレート・ガバナンスを機能させるため、適切な役割を果たすべき社外取締役である御立尚資氏及び一木剛太郎氏の両名に対して、昨年から本年にかけて繰り返しその認識及び行動を問うべく質問状を送付いたしました。しかしながら、両名揃って何らの返答もなく、社外取締役として株主に対する説明責任を果たす姿勢も皆無であり、その期待される役割が果たされていないことが明らかとなりました。

光潤社及び重光宏之といたしましては、真にステークホルダーの皆様をはじめ、社会からの信頼を取り戻すためには、コーポレート・ガバナンスの抜本的な刷新・建て直しがロッテグループにとって不可欠と

認識しており、その実現のため、有罪判決を受けた当人である重光昭夫氏の取締役解任を求める議案を本定時株主総会に提出いたしました。

なお、有罪判決を受けた人物がその有罪判決が確定したにも拘わらず取締役の地位に留まり続けることは不適切であることは明らかであると考えられますが、本定時株主総会において万一本取締役解任議案が否決された場合は、会社法 854 条の定めに基づき、裁判所に対して重光昭夫氏の取締役解任を求める訴訟を提起し、裁判所の判断を求めることも検討いたします。

また、有罪判決を受けるような不適切な人物がロッテホールディングスの取締役に就任することを防止する観点から取締役の欠格事由を新設する本定款変更議案も併せて本定時株主総会に提出いたしました。

## 2. 本株主提案の内容

- (1) 取締役重光昭夫解任の件
- (2) 定款変更の件

株式会社ロッテホールディングスの定款を下記のとおり変更する。

### 記

株式会社ロッテホールディングスの現行の定款に、第 18 条の 2 として、以下の条文を新設する。

#### 【変更案】

第 18 条の 2 法令（外国の法令を含む。）の規定に違反し、禁固以上の刑（外国において言い渡された同様の刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者（刑の執行猶予中の者を含む。）は、取締役となることができない。

重光宏之及び光潤社といたしましては、ロッテグループの社員とそこご家族ほか関連するステークホルダーの皆様のために、経営正常化の実現のためあらゆる手段を尽くし、その実現を図ってまいります。引き続き、皆様のご理解及びご協力を賜りますよう、よろしくお願い致します。

以上